

観光船かのご使用料 ※薩摩川内市観光船条例(平成16年条例第243号)より抜粋

別表 (第18条関係)

1 遊覧鹿島断崖コース、遊覧東海岸コース及び遊覧西海岸コース

使用区分		金額		
		遊覧鹿島断崖コース	遊覧東海岸コース	遊覧西海岸コース
個人	大人	2,500円	2,500円	3,500円
	小児	1,300円	1,300円	1,800円
	1歳未満の者	無料	無料	無料
	1歳以上6歳未満の者(大人の同伴につき1歳以上6歳未満の者1人に限る。)	無料	無料	無料
割引	個人	身体障害者等(介護者を含む。)	上記金額の5割引	
		使用しようとする日の3日前までに使用の申請をした者	上記金額の1割引	
	団体	15人以上	上記金額の1割引	
		大人1人かつ小児1人	上記金額の2割引	
		大人1人かつ小児2人		
		大人2人かつ小児1人		

備考

- (1) 「大人」とは、中学生(義務教育学校の後期課程に就学している者を含む。)以上の者をいう。
- (2) 「小児」とは、小学生(義務教育学校の前期課程に就学している者を含む。)以下の者をいう。
- (3) 「身体障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者をいう。介護者は、1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者1人につき、1人に限る。
- (4) 「団体」とは、旅行目的、行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成されたものをいう。
- (5) 割引は、重複して適用しない。

2 貸切コース

区分	金額
里港～川内港間	1回 50,000円
中甑漁港～川内港間	1回 50,000円
藺牟田漁港～川内港間	1回 55,000円
長浜港～川内港間	1回 56,000円
手打漁港本港～川内港間	1回 57,000円
里港～唐浜漁港間	1回 50,000円
中甑漁港～唐浜漁港間	1回 50,000円
長浜港～唐浜漁港間	1回 56,000円
手打漁港本港～唐浜漁港間	1回 57,000円
中甑漁港～里港間	1回 15,000円
中甑漁港～藺牟田漁港間	1回 16,000円
中甑漁港～長浜港間	1回 21,000円
中甑漁港～手打漁港本港間	1回 22,000円
里港～串木野新港間	1回 51,000円
中甑漁港～串木野新港間	1回 51,000円
藺牟田漁港～串木野新港間	1回 56,000円
長浜港～串木野新港間	1回 57,000円
手打漁港本港～串木野新港間	1回 58,000円

備考 乗船人数に関係なく、1航海（片道）当たり1回とする。